

6 足福介発第 2 2 9 9 号
令和 6 年 1 0 月 2 3 日
(公 印 省 略)

介護事業者代表者 各位

足立区福祉部高齢者施策推進室
介護保険課長 日吉 理仁

居宅サービス計画書第 6 表（サービス利用票）に関する取扱いについて（通知）

日頃より、足立区の介護保険事業にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
居宅サービス計画書第 6 表（サービス利用票）（以下「第 6 表」とする。）の取り扱いに関し、以下のとおりといたしますので、ご承知おきの上ご対応いただくようお願い申し上げます。

記

1 文書による同意について

介護保険最新情報 Vol. 958(令和 3 年 3 月 31 日)において、第 6 表の利用者確認欄が削除されていますが、居宅サービス計画書記載要領において、**「居宅介護支援業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。」**と記載されており、その確認方法として文書による利用者の同意を得る必要があります。「文書による同意」については、以下の対応を行うようお願いします。

- ① サービス利用票の欄外等に署名を得る。
- ② サービス利用票の欄外等に押印を得る。

※ 「利用者に口頭で同意を得て、居宅サービス計画書第 5 表（支援経過）に記録する」ことで同意を得たことは**認められません**。

※ 利用者が自署することができない場合、代筆が可能です。代筆をされる場合は、代筆者の氏名・続柄等の記載をしてください。なお、家族・後見人以外の代筆は認められないのでご注意ください。

2 電磁的方法による同意について

利用者への説明・同意等について、書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて電磁的方法により、同意を得ることができます（基準省令第 3 1 条第 2 項及び基準省令第 1 8 3 条第 2 項）。「電磁的方法による同意」とは、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、電子メール等により利用者等が同意の意思表示をした場合等が想定されます。

電磁的な方法により同意を行った場合は、同意の確認ができるもの（例えば、電子メ

ールの本文及び日時、送受信の記録等が想定される。)を保存してください。

※ 同意等を省略できるものではないことに留意してください。

※ 「押印についてのQ&A」についても参考にしてください。

※ 「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)」を遵守してください。

※ 介護保険最新情報 Vol. 1049(令和4年3月24日)「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について(介護保険最新情報 Vol. 958等の再周知)についても参考にしてください。

3 運営指導における指導対象について

第6表の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ていることが、区の運営指導等で確認できなかった場合、指導の対象となります。

この時、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算(運営基準減算)となります。

※ 居宅サービス計画書の原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、**第6表**及び第7表に相当するものすべてを指します。

4 参考基準

別紙参照

5 参考資料

別紙参照

《問い合わせ先》

足立区福祉部高齢者施策推進室

介護保険課事業者指導係

電話：03-3880-5746(直通)

別紙

○参考基準

1 居宅介護支援

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）

【第 13 条第 10 号】

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

【第 31 条第 2 項】

指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）

【第二の 3 の (8) の ⑪】

居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念である。このため、当該計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。

また、当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものすべてを指すものである。

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 20 号）

【別表イの注 6】

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

【第 3 の 6(一部抜粋)】

注 6 の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第 82 号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長(特別区の区長を含む。以下この第 3 において同じ。)は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。

③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

2 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号）

【第 74 条】

指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成にあたっては、指定居宅介護支援等基準第 13 条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

※ 指定看護小規模多機能型居宅介護に関しては、「指定小規模多機能型居宅介護」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」と読み替える。

【第 183 条第 2 項】

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号)

【第三の 4 の(6)の②(一部抜粋)】

指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければならないものである。

※ 指定看護小規模多機能型居宅介護に関しては、「指定小規模多機能型居宅介護」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」と読み替える。

○参考資料

- ・「押印についての Q&A(内閣府・法務省・経済産業省)」(令和 2 年 6 月 19 日)
- ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日)
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)」(令和 5 年 5 月)
- ・介護保険最新情報 Vol. 958「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和 3 年 3 月 31 日)
- ・介護保険最新情報 Vol. 1049「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について(介護保険最新情報 Vol. 958 等の再周知)(令和 4 年 3 月 24 日)